

鵜小学校いじめ防止基本方針

松阪市立鵜小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「三重県いじめ防止基本方針」「松阪市いじめ防止基本方針」をもとに「鵜小学校いじめ防止基本方針」を定めた。その後、本方針について平成29年3月に改定された国の基本方針やガイドライン、県の条例や県の基本方針、松阪市の基本方針の改定をもとに重大事態の調査に関する手順等を反映した内容に改定することとした。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱かえ込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。これまでも学校において様々な取組が行われてきたが、未だ、いじめを背景として、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。

そこで、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての子どもに関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。また、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に事実確認することも重要である。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、ゲーム機、音楽プレーヤー等のインターネット接続機能の付いている機器で誹謗中傷や嫌なことをされる

なお、これらの「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、物を隠す「いたづら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団等の集団帰属の構造上の問題（例えば無秩序制や閉塞性・体育会的な絶対支配制）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることも必要である。

2 鵜小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第二十二条より、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称

鵜小学校いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成

学校長 教頭 生徒指導担当 教務 人権教育推進担当

必要に応じて、保護者代表としてPTA役員、地域住民代表として学校運営協議会委員、本校担当カウンセラー等外部専門家

(3) 組織の役割

- ① いじめに関する情報の収集及び共有。
- ② いじめ事実の確認。対策案を練る。
- ③ 該当児童への指導、該当保護者への対応。
- ④ 学級への指導体制の強化、支援。
- ⑤ 外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
- ⑥ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第十六条により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

(1) いじめの防止

- ① いじめを生まない教育活動の推進
 - ア お互いの良さを認め合う「学び合い」を取り入れた授業づくり
 - イ 自分の思いを「伝えあう」コミュニケーション能力を高める
- ② 生命尊重や思いやりの心を育てる道德教育の推進
 - ア さまざまな体験活動と関連させた道德の時間の学習
 - イ 「わたしたちの道德」「みんなで考える道德」「せいかつ」を活用した授業の推進
- ③ 基本的生活習慣や規範意識の育成
- ④ いじめ問題を解決できる学級集団づくりの推進
- ⑤ 児童の自治活動の推進（集会活動等の取り組み）
- ⑥ 児童の仲間づくりや存在感を高めるレインボー活動（縦割り班活動）の推進
- ⑦ インターネット等、情報モラル教育の推進

(2) いじめの早期発見

- ① いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報共有をする
- ② 9月、12月の生活アンケート調査や学級満足度尺度調査（QU）の実施
- ③ 児童・保護者が悩み事等の相談できるように定期的に教育相談を実施する
- ④ スクールカウンセラーの活用による早期発見の体制の充実に努める
- ⑤ 日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して児童の実態の把握
- ⑥ 家庭訪問等を通して、保護者との連携
- ⑦ 校内生活指導委員会・校内特別支援教育委員会での情報収集

(3) いじめに対する措置

- ① いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。
- ② いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。
- ③ いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ④ 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。
- ⑤ 松阪市教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関と連携をとる。
- ⑥ いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。
- ⑦ いじめの未然防止を検証し、PDCA サイクルで改善を図ることにより再発防止に努める。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の自情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者の対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校関係者は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

- ① いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

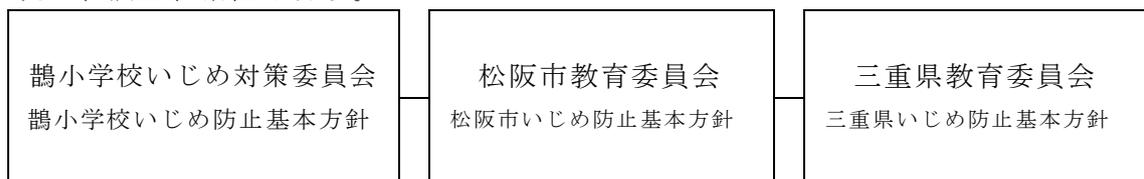
- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、松阪市教育委員会を通して松阪市長ならびに三重県教育委員会へ事態発生について報告する。その後、松阪市教育委員会の「松阪市いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。



(3) 調査結果の報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ともとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

① P T Aの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学級・保健通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。

② 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解・協力を計る。

③ 鵜小学校いじめ防止基本方針を学校だより等で公開することで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

④ 三雲中学校区人権教育ネットワーク実行委員会・鵜まちづくり協議会・鵜青少年育成会、鵜公民館等の関係団体と連携し、いじめ防止対策に努める。